

保護者の皆様へ

北本市福祉部保育課長

保育所での与薬について

薬を飲ませることは医療行為にあたり、教育・保育施設がお子さんに薬を飲ませることは本来望ましいものではありません。しかしながら、ご家庭の事情等で必要、やむを得ない場合には保護者に代わって与薬しているのが現状です。保育所における与薬に際しては、保護者や医師の協力を欠くことができません。下記の諸事項はひとえにお子さんの健康と生命を守るという観点に沿ったものでございますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 病気の時は、お子さんの体調・症状に応じて家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関を受診して登所が可能かどうか診てもらってください。
主治医の診察を受けるときは、お子さんが〇時から〇時まで保育所に通っていること、保育所では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 2 お子さんの薬は、保護者が来所して与えていただくことが原則ですが、次に該当する場合は、保護者と保育所側で話し合いのうえ、保護者の同意のもとに保育所の担当者が保護者に代わって与薬することとします。
 - ① 病気の予防・治療のため、一定期間在園中に与薬が必要な場合で、保護者が勤務の都合等で与薬のために来園できない場合。
 - ② 慢性の病気があり、在園中に与薬が必要な場合。
- 3 以下の場合、保育所での与薬はできません。
 - ① 「咳が出たら・・・」「熱が出たら・・・」「かゆくなったら・・・」「発疹が出たら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合。
 - ② 保護者の個人的な判断で持参した薬。(市販品・過去に処方されたもの)

- 4 保育所での与薬に関しては以下の事にご協力ください。
- ① お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬局で調剤した薬を与薬します。
 - ② 「与薬依頼書」を必ず提出してください。また、「薬剤情報提供書」も必ず添付してください。
 - ③ 保育所で使用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。(シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に1回分を入れてをご用意ください。)
 - ④ 袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してください。
- 5 坐薬の使用は、原則として行いません。協議したうえで対応いたします。やむを得ず使用しなければならない場合は、主治医に具体的な「与薬(坐薬)に関する指示書」、「与薬依頼書(坐薬用)」を書いていただいて、それをもとに保育所に連絡してください。また、はじめて使用する坐薬については対応できません。
- 6 慢性の病気(気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における与薬や処置においては、保育所保育指針(厚生労働省)によって子どもの主治医または嘱託医の「指示書」に従うと共に、相互の連携が必要ですので、保育所に連絡してください。協議したうえで対応いたします。
- 7 お子さんの病気・症状によっては、保育所での対応の参考とするため、関係者が保護者ととともに主治医と面談させていただく場合があります。

以上の点をご承諾のうえ、与薬を依頼していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※「与薬依頼書」、「与薬(坐薬)に関する指示書」、「与薬依頼書(坐薬用)」は各保育所に設置、あるいは市のホームページよりダウンロードできます。